

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成21年 7月17日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：20件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	2号機	原子炉格納容器圧力抑制プール内の水没弁点検に伴うストレーナ閉止のための潜水夫による水中作業において、ビニールテープ等（合計24点）の異物が確認されたため、当該異物を全数回収	C	
2	2号機	蒸気式空気抽出器エリア監視用TVモニター操作卓の点検において、制御盤内の配線の不備による操作器の動作不良が認められたため、対応検討	D	
3	2号機	中性子計測系起動領域モニター装置のチャンネル（D）に指示値不良が認められたため、当該装置を点検・修理	C	
4	2号機	タービン建屋2階北側エリア監視用TVモニター装置にカメラ名称の表示不良が認められたため、当該装置を点検・修理	D	
5	2号機	原子炉格納容器ドライウェル真空破壊弁開閉表示用リミットスイッチの湿分浸入防止対策が未実施であったため、対応検討	C	
6	2号機	プラントデータ表示装置用時刻制御機能に関わる異常を示す警報が発生したため、当該装置を点検・修理	D	
7	2号機	原子炉隔離時冷却系タービンのプラント起動前定例試験において、同タービンの油圧制御装置の制御電源ケーブルの接続部が外れていたため、当該接続部を接続し、同試験を実施	C	
8	2号機	原子炉格納容器圧力抑制プール内のクラッド回収、ストレーナ点検・清掃、及び圧力抑制室内点検において、滑り止めテープ片等（合計6点）が、また、ベント管内点検において、ゴム片らしきもの（合計5点）が確認されたため、当該異物を全数回収	C	
9	3号機	中性子計測系局部出力領域モニター装置の定例校正において、管理値外れが認められたため、再度同校正作業を実施	C	
10	5号機	燃料プール冷却浄化系ろ過脱塩器の入口導電率計に指示値不良が認められたため、当該導電率計を点検・調整	D	
11	5号機	取水電源室局所空調機（A）の結露水排水配管に詰まりが認められたため、当該配管を点検・清掃	D	
12	5号機	所内ボイラ（B）のドラム薬液入口逆止弁の動作不良または同薬液注入配管の詰まりの可能性が認められたため、当該弁及び配管を点検・修理	D	
13	6号機	原子炉建屋及びタービン建屋排気放射線モニター記録計に指示値不良が認められたため、対応検討	C	
14	6号機	原子炉建屋大物搬入口からの搬出物品確認測定において、搬出基準汚染密度を超える物品（テープ：約4.5ベクレル/cm <sup>2</sup> ）が確認されたため、当該物品を回収	D	
15	その他	海生物処理設備焼却灰冷却機用電動機の点検において、シャフト軸受部に摩耗が認められたため、当該部を修理	D	

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
16	その他	海生物焼却設備排水処理装置ろ過ポンプ（B）用電動機の点検において、シャフト軸受部に摩耗が認められたため、当該部を修理	D	
17	その他	海生物処理設備逆洗ポンプ用電動機の点検において、シャフト軸受部に摩耗が認められたため、当該部を修理	D	
18	その他	海生物処理設備洗浄水ポンプ用電動機の点検において、シャフト軸受部に摩耗が認められたため、当該部を修理	D	
19	その他	海生物処理設備回転ドラム型焼却炉の回転用電動機の点検において、シャフト軸受部に摩耗が認められたため、当該部を修理	D	
20	その他	使用済燃料輸送容器保管建屋（非汚染管理区域）において、建屋内清掃用水を一時貯蔵用ドラム缶から床ドレンサンプタンクへ、仮設ホースで移送中に、当該仮設ホースの先端部が外れ、床ドレンサンプピット内に流出（約20リットル）し、ピット内の漏えい検出器が作動し、漏えいを示す警報が発生したため、当該サンプピット内を点検・清掃及び警報をリセット	D	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画外の原子炉停止</li> <li>・発電所外への放射性物質の漏えい</li> <li>・非常用炉心冷却系の作動</li> <li>・火災の発生 など</li> </ul>
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・以下のうち、法律に基づく報告事象に該当しない軽度な場合                             <ul style="list-style-type: none"> <li>* 安全上重要な機器等の機能に支障を及ぼすおそれのある故障</li> <li>* 管理区域内の放射性物質の漏えいが継続している場合 など</li> </ul> </li> <li>・原子炉への異物の混入 など</li> </ul>
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化</li> <li>・原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障</li> <li>・原子力発電設備に係わる機器に影響を及ぼす水の漏えい</li> <li>・圧力抑制室等への異物の混入</li> <li>・原子力発電設備に係る業務における人の障害 など</li> </ul>
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日常小修理 など</li> </ul>

<原子力発電所における不適合事象の是正管理>

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

\* 「不適合の定義」（JEAG4101-2000より）

本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）

不適合管理グレード分け（不適合管理委員会にて決定）

- A s : 法令、安全協定に基づく報告事象  
プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 国、地方自治体等へ大きな影響を与える事象  
定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた不適合事象  
運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な不適合事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

<注 意>

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。

電 話：0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで